



消費生活 トラブル情報

著名人を名乗った SNS上の投資勧誘に注意



相談事例



SNS広告で、有名な投資家が投資情報を発信する
というのを見て興味を持ち、
メッセージアプリへ登録した。
アシスタントを名乗る人から
すぐにFX投資を勧められ、
個人名義の口座へ合計500
万円入金した。
その後、利益が出たので出
金しようとする、高額な出
金手数料と税金を支払わない
と出金できないと言われ
詐欺と気づいた。



アドバイス

✓ SNS上で勧誘を受けた
場合は、まず疑う！

SNS上には消費者を信用させるために著名人の画像を無断で掲載しているものがありますので、安易に信用しないようにしましょう。



✓ 個人名義の口座には
絶対に振り込まない！

通常の株やFX取引で、個人名義の口座に入金させることはありません。指定された振込口座が個人名義の場合は詐欺です。

✓ 被害回復が難しいため
安易に投資資金を振り
込むことは控えよう！



参考：国民生活センター「SNSをきっかけとして、著名人を名乗る、つながりがあるなどと勧誘される金融商品・サービスの消費者トラブルが急増」

困ったときの消費者ホットライン「188番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

〒(郵便番号)が 分かる ① → 〒〇〇〇-〇〇〇〇(7桁)を入力
分からない ② → 地域を選択(固定電話の場合のみ)
音声案内に従って番号を入力(お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます)

お住いの地域の相談窓口
または
山口県消費生活センター等

注意情報

大雨等の災害後は特にご注意ください！
～災害に便乗した悪質商法～

大雨等の被害を調査すると告げ、調査後、



- ・本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」
- ・「保険を利用すれば実質的に無料で修理ができる」

などと契約を迫る業者とのトラブルが発生しています。



- ✓ 少しでも怪しいと感じたら、その場で契約しない！
- ✓ 契約前に、家族や消費生活センターに相談！

参考：消費者庁取引対策課作成取りまとめ「災害に便乗した悪質商法に注意！」

お知らせ

「消費者啓発の標語」を引き続き募集中
～募集期間は**6月28日まで！**～

<募集部門>

- A「消費のSDGs」啓発部門
- B「18歳から大人！成年年齢引下げ」啓発部門
- C「高齢消費者被害防止」啓発部門

詳しくは

- ・県民生活課ホームページ
 - ・やまくら通信281号
- をご確認ください。

<応募締切>

令和6年6月28日(金)
当日消印有効



←山口県県民生活課
ホームページに接続します

山口県消費生活センター 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL:083-924-0999 (相談) /083-924-2421 (消費者教育) FAX:083-923-3407

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30 (入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は
事前にご連絡ください